

答 申

第1 審査会の結論

「H〇〇. 〇〇. 〇〇, 〇〇頃に発生した本人の事故の写真及び図」のうち, 図に関するものの個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し, 宮城県警察本部長が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報保護条例((平成8年宮城県条例第27号)以下単に「条例」という。)第16条第1項の規定により審査請求人が行った本件開示請求に対し, 宮城県警察本部長(以下「実施機関」という。)が, 平成20年9月26日付け宮本指第858号で行った不
存在決定(以下「本件処分」という。)について, その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は, 異議申立書及び意見書の記載によると, おおむね次のとおりである。

不存在の理由が明示されていない。

事故当日, 2名の警察官による事故処理及び事情聴取が行われ, その時, 事故による損傷の状況をメジャーで測り, 手書きの物を作成していた。したがって, 存在していないとしている理由が理解できない。

交通事故の処理は, 警察庁交通指導課長通達「物件事故の取扱要領について」に基づき行われていると県警は話している。したがって, この通達上, 事故処理の図が存在しない事の正当性を説明してほしい。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において述べている内容を総合すると, おおむね次のとおりである。

審査請求人は, 自身が当事者となった平成〇〇年〇〇月〇〇日に発生した交通事故(以下「本件交通事故」という。)において, 現場に臨場した警察官が, 車両の損害

状況を含む所定の事項を事故現場で記録し作成した物件事故臨場メモ（以下「臨場メモ」という。）を本件開示請求により求めているものである。

当該臨場メモについては、本件交通事故の現場に立ち会った警察官が、物件事故報告書の作成に必要な事故当事者の人定事項や供述の内容、事故の状況のほか、車両の損害状況を記録し、その後、物件事故報告書に所要の事項を転記し、当該物件事故報告書とともに本署交通課に引き継いだ。引き継ぎを受けた本署交通課では、臨場メモの記録内容と物件事故報告書の内容を確認し、物件事故報告書については所属長の決裁等の所定の手続きを経た。その後、当該臨場メモについては、本件交通事故が人身事故に該当しないこと及び立件を要しない物件事故であることが明らかとなったことから、本署交通課において臨場メモは保存する必要がないと判断し、これを廃棄した。

したがって、本件開示請求の趣旨を満たす個人情報記録された行政文書は、実施機関において保存しておらず、請求内容を満たすような個人情報は存在しないことから、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的」として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては原則開示の理念の下に解釈し、かつ運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件審査請求に係る対象個人情報は、平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇頃に発生した審査請求人が当事者である物件事故において、現場で臨場した警察官が作成した現場臨場メモに含まれる図に記載された審査請求人に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

実施機関は、本件交通事故に関して、物件事故処理要領（（平成4年4月6日付け宮城県警察本部長通達）以下「要領」という。）に従い事務処理を行っており、本件対象保有個人情報については、本件交通事故に関して物件事故報告書作成のための下書き的な性質を有し、必要事項を物件事故報告書に転記し、人身事故等に発展するおそれがないものは、同じ内容のものを複数保管する必要がないことから、廃棄してい

ると説明している。

そこで、当審査会において、当該要領を確認したところ、物件事故の発生の際に、通報により物件事故を認知した警察官が行う措置等について定められていた。具体的には、処理に当たった警察官が事故の記録に際して、様式が定められた物件事故報告書を作成することとされているが、物件事故から人身事故へ発展するおそれがなく、かつ、道路交通法違反等立件を要しない物件事故については、現場付近の略図等の添付は要しないことと規定していることが確認された。

一方、臨場メモについては、交通指導課長名により県下各警察署長あてに事務連絡の形で臨場メモの標準様式が配布されていることが確認された。臨場メモには、物件事故の発生日時や場所、事故当事者の人定事項や供述の内容、事故の状況のほか、車両の損害状況等が記録項目として掲げられている。

そして、この臨場メモは、実施機関の説明によれば、物件事故報告書を作成する際の下書き用として配布しているものであるが、各警察署の実情にあわせて改良して活用している現状にあり、現場において必ず使用されるとは限らず、所持していない場合は白紙等に必要事項を記載すれば足りるものである。したがって、臨場メモの取扱いについては、物件事故報告書が作成され決裁処理が終了した時点で、人身事故への発展のおそれがない場合及び運転者の道路交通法違反等について立件を要しない場合は、その後特に保存する必要性もなく、また保存する旨定める規程もないため廃棄しているとのことであった。

加えて、実施機関から、本件交通事故に関する物件事故報告書の提出を受け、さらには行政文書管理規則（平成13年宮城県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）及び行政文書管理規則施行規程等を確認したが、審査請求人が求めているような臨場メモや図等は確認できず、また、臨場メモの保存や廃棄について特段定める規定も確認されず、規則第5条による「軽易なものであって1年以上の保存を要しないもの」に分類されるものとして、一時的には保管されるものの、随時廃棄されているとする臨場メモの取扱いについては、実施機関の説明するとおりであった。

したがって、本件対象個人情報情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

4 不存在理由の記載不備について

審査請求人は、本件処分通知の理由が明示されていないことを審査請求の理由として主張する。しかしながら、上記3で述べたとおり本件処分に関して不存在とする実施機関の主張に特段の不合理な点は認められず、「前記図に関する行政文書は、保存されていないため。」という実施機関の処分理由は、処分を取り消すのが相当と判断されるほどの不備があるものとまでは認められない。

なお、実施機関は、本件処分時に審査請求人に対して、口頭により本件対象個人情報に記載された行政文書の不存在理由について詳細に説明したと述べているが、行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄したのか等、当該文書が存在していないことの経緯についても理由として具体的に書面に付記することは、行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）第8条の趣旨に則り、説明責任の観点からもより適切なものといえるとの所感を当審査会としては持つところである。実施機関は、今後の対応においては、この点につき、改めて留意されたい。

5 結論

以上のおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表のおりである。

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
21. 2. 4	○ 諮問を受けた。(諮問乙第56号)
21. 7. 16	○ 審査請求人からの意見書を受理した。
21. 8. 21 (第133回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21. 9. 29 (第134回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21. 10. 28 (第135回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21. 11. 25 (第136回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21. 12. 15 (第137回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21. 1. 25 (第138回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21. 2. 24 (第139回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会名簿

(平成22年3月18日現在)

氏 名	区 分	備 考
い さか まさ ひろ 井 坂 正 宏	学識経験者	
お の じゅんいちろう 小 野 純 一 郎	法律家	
た ま やま なお み 玉 山 直 美	法律家	
に し いずみ あき お 西 泉 彰 雄	学識経験者	
ほ そ かわ み ち こ 細 川 美 千 子	個人情報の保護に造詣の深い者	

(五十音順)